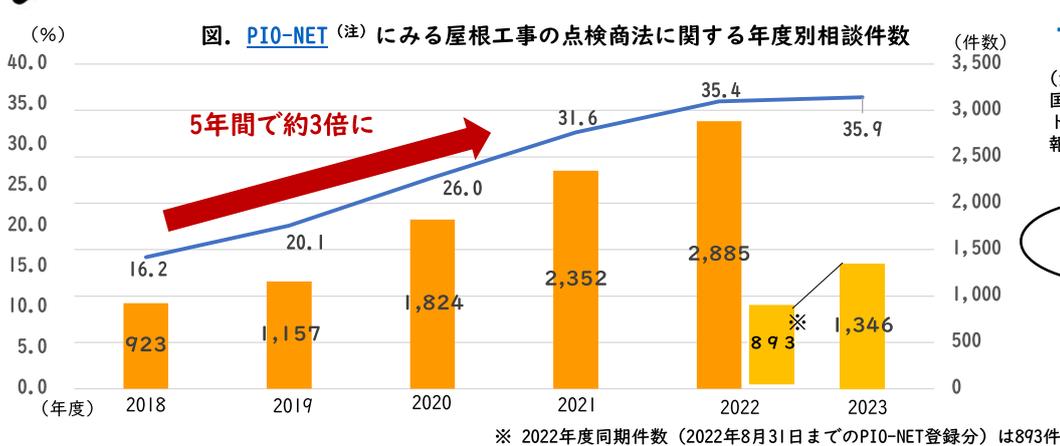




屋根工事の点検商法に注意！

「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し、「無料で屋根を点検してあげる」「屋根瓦がずれている」と言って、高額な屋根工事を契約させるトラブルが増えています。



点検商法の相談全体に占める屋根工事の割合

(注) PIO-NETとは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと

屋根が危険です！



柱が腐っています！

消費者へのアドバイス

◆ 突然訪問してきた業者に安易に点検させない

「無料なら」と思いがちですが、点検をさせると、消費者の不安をあおるような勧誘トークをされ、断りにくくなることがあります。突然、訪問してきた業者には、安易に点検を依頼しないようにしましょう。

◆ すぐに契約せず、十分に検討する

契約をする際は、安心できる施工業者か、本当に必要な工事か、不要なオプションがついていないかなどを冷静に見極める必要があります。複数社から見積もりを取るなどして、必要性等を判断しましょう。

◆ 保険金を利用できるというトークには気をつける

「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。

保険金の申請については、業者ではなく、契約している保険会社または代理店に、直接尋ねましょう。

典型的な勧誘トークを覚えておくのじゃ

◆ クーリング・オフや解約ができる場合があります

特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、解約できる場合があります。



契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
 都城支所 0986-24-0999
 延岡支所 0982-31-0999

【消費者ホットライン】  188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

